

中小漁業関連資金融通円滑化事業（拡充・条件改定）

1 趣 旨

近年、資源の減少、魚価の低迷等により漁業経営の不振が続く中で、漁業者等に対する円滑な資金供給の確保が益々重要となっている。しかしながら、不良債権の処理が加速され、資産査定の厳格化等が強く求められていく中で、漁業金融においても、「貸し渋り」、「貸し剥がし」が懸念されている。今後、漁業者等が資金の融通を受けようとするときに、必要な融資を受けられない事態も予想される。

このような状況の中で、漁業者等への資金供給の円滑化を図るため、経営改善漁業者等について担保や保証人を持たない場合であっても、保証を受けることにより必要な融資を円滑に受けられるようにするための措置を講じる必要がある。

2 事業内容

（ア）経営改善等支援事業

担保や第三者保証人を持たない経営改善漁業者や新規就業者への資金供給の円滑化を図るため、代位弁済事故発生の際の漁業信用基金協会の負担を軽減することによって、融資保証の円滑化を促進する。なお、一被保証人あたり8,000万円の保証限度額を遠洋まぐろはえ縄漁業にかかる保証引受けについては、一隻あたり8,000万円の保証限度額とする。

一般型

漁業信用基金協会が負担する求償権償却引当金、保証責任準備金について、国1/3、都道府県又は市町村1/3の割合で助成。

特別型

漁業信用基金協会は、保証引受時に代位弁済事故発生に備えた特別積立金（保証額の約1割）を積み立てることとし、その一部を国1/3、都道府県又は市町村、及び漁業者団体1/3の割合で助成。

（イ）漁業・地域維持対策事業

担保や第三者保証人を持たない漁業者等を担い手として地域が支えようとする場合に、漁業信用基金協会が負担する求償権償却引当金、保証責任準備金について、国2/9、都道府県2/9、地元2/9の割合で助成し、代位弁済事故発生の際の漁業信用基金協会の負担を軽減することによって、融資保証の円滑化を促進する。

3 事業実施主体 （社）漁業信用基金中央会 （事業実施機関：漁業信用基金協会）

4 事業実施期間 平成17年度～平成21年度

5 平成18年度概算決定額（前年度予算額） 67,384 千円 （253,507千円）

6 補助率 定 額

7 担当班及び内線番号 金融第2班 内線7092

（担当課：水産庁水産経営課）